

「豪淳（ごうじゆん）の碑」（上揚区）

16件目の町指定文化財に指定



▲熊本地震により倒壊した石碑



▲石碑に刻まれた文字が甲佐の歴史を今に伝えている

熊本地震を乗り越えて町指定文化財へ

昨年11月、上揚区の墓地内に所在する「豪淳（ごうじゆん）の碑」が町指定文化財に指定されました。

同文化財は、熊本地震により被災し、倒壊。町の調査と上揚区による復旧が進められ、3月に元の姿を取り戻しました。

町指定文化財への指定は、平成22年に指定された「緑川上流通漕碑（みどりかわじょうりゅうつうそうひ）（上揚区）」ほか3件以来、9年ぶりになります。今回の指定で町指定文化財は16件となりました。

石碑の大きさが示す歴史的価値

町指定文化財への指定に際して行われた調査によると、「豪淳の碑」が建立されたのは永禄11年（1568年）。石碑は凝灰岩で造られ、幅約70センチ、高さ40センチ、その高さは220センチを超えます。表面上部には月輪（が

つりん）と大日如来を表す梵字が刻まれており、銘文から大僧都（だいそうず）・豪淳が、法華經一千部を漸読（ぜんどく）して造塔作善（ぞうとうさぜん）を行ったことが分かります。肥後の名僧・豪淳の逆修供養塔として、その歴史的価値の高さから今回の登録となりました。

肥後の名僧・豪淳

江戸時代の史料『肥後国誌』によると、豪淳は甲佐宮境内にあった神宮寺を永禄元年（1558年）に再興した僧侶であり、阿蘇大宮司の家臣・甲斐宗運と親交があったとも言われています。また、加藤清正が熊本城を築城する際に地鎮を執り行うよう依頼したとも記されています。

別の資料により築城が始まった頃には豪淳がすでに没していることが明らかとなっていますが、『肥後国誌』の記述から豪淳が名僧として当時広く知られていたと考えられます。

令和2年度 甲佐町税納期限のお知らせ

納付期限	固定資産税		軽自動車税	町民税 (普通徴収)	国民健康保険税 (普通徴収)	口座振替日
	4期割※	10期割				
4月30日(木)	第1期					4月28日
6月1日(月)			全期			5月28日
6月30日(火)		第1期		第1期	第1期	6月29日
7月31日(金)	第2期	第2期		第2期	第2期	7月28日
8月31日(月)		第3期		第3期	第3期	8月28日
9月30日(水)		第4期		第4期	第4期	9月28日
11月2日(月)		第5期		第5期	第5期	10月28日
11月30日(月)		第6期		第6期	第6期	11月30日
12月21日(月)	第3期	第7期		第7期	第7期	12月18日
2月1日(月)		第8期		第8期	第8期	1月28日
3月1日(月)	第4期	第9期		第9期	第9期	3月1日
3月31日(水)		第10期		第10期	第10期	3月29日

※ 固定資産税(4期割)は、法人および町内に住所を有しない個人または共有名義の方が対象となります。

町税などの期限内納付にご協力ください

住民負担の公平と徴収向上を目指して他自治体と連携

● 滞納は住民負担の公平性を欠く行為

町民の皆さんに納めていただいた町税は、福祉や教育、道路整備をはじめとする行政サービスの貴重な財源です。安心して生活できる環境づくりのため、町税の期限内納付にご協力をお願いします。

町税の滞納は、期限内に納付していただいている大多数の納税義務者との公平性を欠く行為であり、督促状や催告状の送付など不要な経費に大切な税金を使うことにつながります。町の財政を圧迫し、充実した住民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。

● 他自治体と連携して税の徴収向上を図る

町では、住民負担の公平を図り、昨今の厳しい財政事情の中で税収を確保することを目的として、嘉島町、御船町、美里町、山都町、県の5団体と連携して滞納整理事務の効

率化に取り組んでいます。

本町を含めた6団体の税務職員を併任職員として相互に派遣することで、悪質な滞納者への差し押さえや差し押さえ財産の公売会を合同で実施し、税収のさらなる向上を図っています。

● 新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内の納税が困難な場合は、申請により税の納付が猶予される場合があります。申請が認められた場合は、一定期間、税金の納付をお待ちするものであり、納税を免除されるものではありません。

また、その他やむを得ない事情で期限内納付が困難な場合も、そのまま放置せず、事前に町税務課までご相談ください。

▼ お問い合わせ先

町税務課

096-2334-1112

(内線113)